

# 埼玉中部広域清掃協議会設立総会

## 平成24年度第1回埼玉中部広域清掃協議会 次第

平成25年3月26日(火)

午前10時30分

吉見町役場3階中集会室

### 1 開 会

### 2 経過報告

協議会設立までの経過について

### 3 議 事

協議第1号 埼玉中部広域清掃協議会規約(案)について

.....協議会規約承認後、第1回協議会開催.....

協議第2号 埼玉中部広域清掃協議会役員の選出について

協議第3号 埼玉中部広域清掃協議会会議運営規程(案)について

協議第4号 埼玉中部広域清掃協議会経費負担(案)について

協議第5号 平成25年度埼玉中部広域清掃協議会事業計画(案)について

協議第6号 平成25年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出予算(案)について

協議第7号 埼玉中部広域清掃協議会事務局体制(案)について

### 4 その他

埼玉中部広域清掃協議会辞令交付式について

### 5 来賓挨拶

### 6 閉 会

## 協議会設立までの経過について

平成24年

11月26日 第1回関係市町村長連絡会議

- 一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する枠組みについて確認
- 平成25年4月からの事務体制の整備について確認  
(北本市は保留)

12月10日 第1回関係市町村連絡調整会議 (関係市町村廃棄物担当者)

- 一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に係る事務体制等について検討

平成25年

1月11日 協議会事務局の人事関係打合せ会議 (東松山市、桶川市、  
北本市、小川町、吉見町の5市町担当者)

- 協議会事務局の事務に従事する職員の身分の取り扱いについて検討

1月16日 第2回関係市町村連絡調整会議 (関係市町村担当者及び人事  
担当者)

- 協議会の規約、組織等の整備及び事務体制について検討

2月4日 第3回関係市町村連絡調整会議 (関係市町村副市町村長及び  
担当者)

- 協議会名称を(仮称)埼玉中部広域清掃協議会と表記
- (仮称)埼玉中部広域清掃協議会設立総会の協議内容を検討

2月13日 一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する地元説明会

- 一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する経緯と現状を説明
- 協議会の組織体系及び事務体制の概略を説明

※ 同日に北本市は9市町村の枠組みに加わらないことを表明

2月26日 第2回関係市町村長連絡会議

- (仮称) 埼玉中部広域清掃協議会に関する協議書(8市町村)及び協議会事務局の事務に従事する職員の身分の取扱いに関する協定書の確認
- (仮称) 埼玉中部広域清掃協議会設立総会に提出する協議案について協議

3月26日 埼玉中部広域清掃協議会設立総会

平成24年度第1回埼玉中部広域清掃協議会

- 協議事項等の承認、協議会の設立、第1回協議会

4月1日 埼玉中部広域清掃協議会辞令交付式

..... 事務局の設置 .....

埼玉中部広域清掃協議会設立総会

平成24年度

第1回埼玉中部広域清掃協議会

埼玉中部広域清掃協議会

平成25年3月26日

## 目 次

協議第1号	埼玉中部広域清掃協議会規約(案) . . . . .	1
	埼玉中部広域清掃協議会調整会議規程(案) . . . . .	4
	埼玉中部広域清掃協議会幹事会規程(案) . . . . .	5
	埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会規程(案) . . . . .	6
	埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会の 委員報酬に関する規程(案) . . . . .	8
	埼玉中部広域清掃協議会財務規程(案) . . . . .	9
	. . . . . 第1回埼玉中部広域清掃協議会 . . . . .	
協議第2号	埼玉中部広域清掃協議会役員の選出(案) . . . . .	12
協議第3号	埼玉中部広域清掃協議会会議運営規程(案) . . . . .	13
協議第4号	埼玉中部広域清掃協議会経費負担(案) . . . . .	16
協議第5号	平成25年度埼玉中部広域清掃協議会事業計画(案) . . . . .	17
協議第6号	平成25年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出予算(案) . . . . .	18
協議第7号	埼玉中部広域清掃協議会事務体制(案) . . . . .	19

## 協議第1号

### 埼玉中部広域清掃協議会規約（案）

#### （協議会の設置）

第1条 東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村（以下「2市5町1村」という。）は、一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に当たり、基本的な事項について協議するため協議会を設置する。

#### （協議会の名称）

第2条 協議会は、埼玉中部広域清掃協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### （協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の策定に関する事項
- (2) 一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する事項
- (3) 一部事務組合の設立に関する事項
- (4) その他必要な事項

#### （協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、吉見町役場内に置く。

#### （組織）

第5条 協議会の委員及び参与は、次に掲げる者とする。

- (1) 委員は、2市5町1村の長とする。
- (2) 参与は、2市5町1村の長が協議して定めた3人以内の学識経験を有する者とする。

#### （役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の協議により選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 3分の1以上の委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(調整会議)

第11条 協議会の協議に付する事項について審議し調整するため、協議会に調整会議を置く。

- 2 委員は、2市5町1村の副市町村長をもって充てる。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、2市5町1村の担当部課長等をもって充てる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、2市5町1村の長が協議して定めた者を

もって充てる。

3 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関すること。
- (2) 一部事務組合の設立に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(建設検討委員会)

第14条 会長の諮問により、調査研究及び検討した結果を提言するため、協議会に建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、2市5町1村が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月26日から施行する。



## 埼玉中部広域清掃協議会調整会議規程（案）

（規約第11条関係）

（設置）

第1条 埼玉中部広域清掃協議会（以下「協議会」という。）規約第3条に定める協議事項の円滑な推進を図るため、埼玉中部広域清掃協議会調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、埼玉中部広域清掃協議会会長の指示を受け、協議会に付する事項について審議し調整する。

（組織）

第3条 会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、規約第1条の協議会構成市町村の副市町村長の職にある者をもって充てる。

（議長及び副議長）

第4条 会議に議長及び副議長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

（関係職員の出席）

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、協議会事務局において処理する。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

## 埼玉中部広域清掃協議会幹事会規程（案）

（規約第12条関係）

（設置）

第1条 埼玉中部広域清掃協議会（以下「協議会」という。）の協議に付する事項について事前に審議し調整するため、埼玉中部広域清掃協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、埼玉中部広域清掃協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について協議し、又は調整する。

（組織）

第3条 幹事会は、幹事16人以内をもって組織する。

2 幹事は、環境担当部課長等の職にある者をもって充てる。

（幹事長及び副幹事長）

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。

2 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

（関係職員の出席）

第6条 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。

（報告）

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告する。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

## 埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会規程（案）

（規約第14条関係）

### （設置）

第1条 埼玉中部広域清掃協議会（以下「協議会」という。）が建設を推進する一般廃棄物処理熱回収施設等（以下「施設」という。）の整備に関する諸事項について調査研究し、検討するため、埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会は、埼玉中部広域清掃協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査研究及び検討し、会長に提言する。

- （1） 一般廃棄物処理基本計画等に関する事
- （2） 立地に関する事
- （3） 施設の整備に関する事
- （4） その他必要な事項に関する事

### （組織）

第3条 委員会は、委員22人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 関係市町村の議会議員
- （3） 住民組織等の代表者
- （4） 副市町村長
- （5） その他会長が必要と認める者

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、専門事項について調査研究の必要があるときは、部会を置くことができる。

(委員の報酬)

第8条 委員の報酬は、会長が別に定める。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定める者のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会の委員  
報酬に関する規程（案）

（規約第14条関係）

（趣旨）

第1条 この規程は、埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会規程第8条の規定に基づき、埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 検討委員会の委員報酬は、日額6,000円とする。ただし、埼玉県の職員等の職にある委員及び東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村の副市町村長の職にある委員については、これを支給しない。

（その他）

第3条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の委員報酬に関し必要な事項は、会長が会議に諮る。

附 則

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

## 埼玉中部広域清掃協議会財務規程（案）

（規約第16条関係）

（趣旨）

第1条 この規程は、埼玉中部広域清掃協議会規約第16条の規定に基づき、埼玉中部広域清掃協議会（以下「協議会」という。）の予算の編成、現金の出納、その他財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算（以下「予算」という。）は、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村（以下「8市町村」という。）が負担する負担金、繰越金、その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

4 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに8市町村の長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会予算の補正を必要と認めるときは、その旨を8市町村の長に申し出るものとする。

2 前項の申出に基づき、8市町村の長が協議会予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

3 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の区分）

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する市、町又は村の例により行うものとする。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(出納の閉鎖)

第8条 協議会の出納は、翌年の5月31日をもって閉鎖する。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市、町又は村の例により、これを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、出納閉鎖後速やかに監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

2 前項の規定により決算が協議会の認定を得たときは、会長は、当該予算の写しを8市町村の長に送付しなければならない。

(その他)

第11条 この規程の定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款		項	
1	分担金及び 負担金	1	負担金
2	諸収入	1	預金利子

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款		項	
1	協議会費	1	協議会運営費
		2	事務費
2	事業費	1	基本計画策定費
3	予備費	1	予備費



埼玉中部広域清掃協議会役員の選出(案)

(規約第6条関係)

役員	氏名
会長	吉見町長 新井保美
副会長	東松山市長 森田光一
	桶川市長 岩崎正男
監事	嵐山町長 岩澤 勝
	小川町長 笠原喜平

（趣旨）

第1条 この規程は、埼玉中部広域清掃協議会規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定に基づき、埼玉中部広域清掃協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、議長が会議に諮り、出席委員の過半数の同意をもって、会議を公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

（議長等の責務）

第3条 議長は、副会長と連携し、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開会、閉会）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言する。

（表決）

第5条 会議の議事は、原則として全会一致をもって決することとする。

（会議録）

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成する。

（1）開催の日時及び場所

（2）出席者の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）その他議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付する。

3 会議録は、会長の決裁を受け、規約第13条第1項に規定する事務局が保管する。

（会議録等の公開）

第7条 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。ただし、第2条第1項ただし書の規定により公開しないこととした会議に係る会議録等については、この限りでない。

（傍聴）

第8条 会議は、第2条第1項ただし書の規定により公開しないこととしたときを除き、傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第9条 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、あらかじめ会長が定める。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券(別記様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) 飲食及び喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(6) 携帯電話の電源を切ること。

(7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(規律)

第16条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議場において、会議に係る資料以外の資料等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

協議第4号

埼玉中部広域清掃協議会経費負担（案）

（規約第15条関係）

各市町村の負担割合については、均等割53%、人口割47%とし、人口割りについては平成24年12月1日の人口をもとに算定する。

経費の負担

市町村名	12月1日・人口	均等割	人口割 (%)		合計
東松山市	89,555	366,000	870,000	33.0%	1,236,000
桶川市	75,706	366,000	736,000	28.0%	1,102,000
滑川町	17,462	366,000	170,000	6.5%	536,000
嵐山町	18,162	366,000	177,000	6.7%	543,000
小川町	33,273	366,000	323,000	12.3%	689,000
吉見町	21,034	366,000	204,000	7.7%	570,000
ときがわ町	12,491	366,000	121,000	4.6%	487,000
東秩父村	3,297	366,000	32,000	1.2%	398,000
合計	270,980	2,928,000	2,633,000	100%	5,561,000

※ 各市町村の負担割合については、均等割50%、人口割50%となっておりましたが、北本市が参加しなくなったことにより、上記割合となりました。

※ 人口割額については、千円未満を四捨五入で調整いたしました。

## 協議第5号

### 平成25年度埼玉中部広域清掃協議会事業計画(案)

埼玉中部広域清掃協議会(以下「協議会」という。)は、規約第3条の協議事項を円滑に推進するため、平成25年度において次の事業を行うこととする。

#### 1 協議会の開催

##### ① 年間4回程度の開催を予定

各種協議事項の決定、施設整備計画及び組合運営方針の協議、調査検討事項の協議、平成25年度事業の決定

##### ② その他

会長が必要と認めたとき及び規約第8条第2項に基づく請求があった場合に開催する。

#### 2 調整会議及び幹事会の開催

協議会に提案する事項の協議又は調整、施設整備計画及び組合運営計画に関する事項について協議又は調整をする。

#### 3 建設検討委員会の開催

年間2回程度の開催を予定、協議会の諮問を受け調査研究をし答申を行う。また、分科会を必要により設置する。

#### 4 一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画の策定

関係市町村の一般廃棄物処理基本計画及び環境基本計画等と調整を図り、基本計画を策定する。

#### 5 その他、関係会議等の開催

##### ① 国、県との連絡調整

##### ② 地元住民等との情報交換

##### ③ その他必要な調整等

平成25年度埼玉中部広域清掃協議会歳入歳出予算 (案)

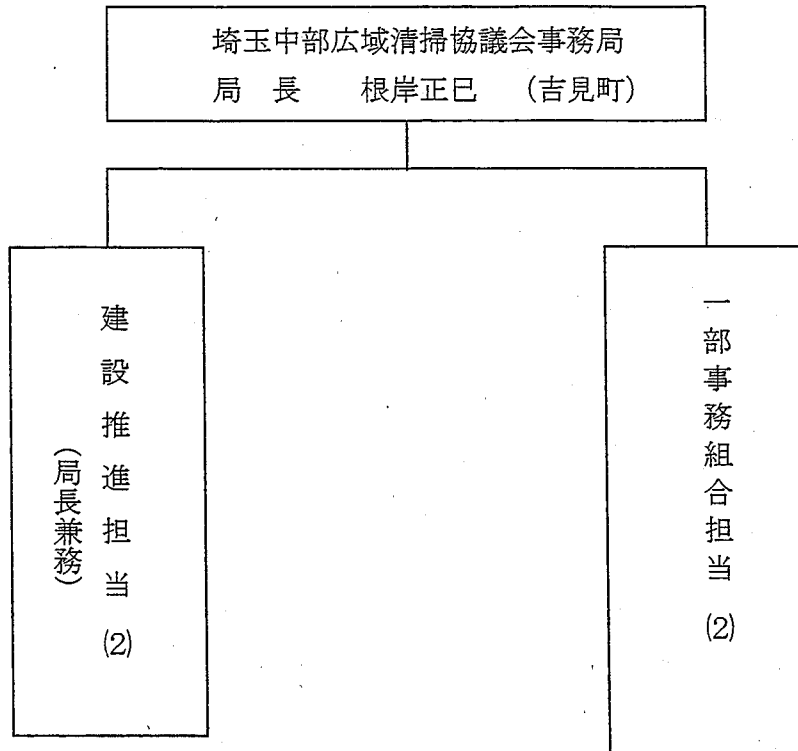
(単位:千円)

歳 入				歳 出			
款	項	摘 要	予算額	款	項	摘 要	予算額
1.	分担金及び負担金		5,561	1.	協議会費		2,561
	1.	負担金	5,561		1.	協議会運営費	70
		構成市町村負担金	5,561			会議運営費	70
		東松山市	1,236			報酬	60
		桶川市	1,102			需用費(食糧費)	10
		滑川町	536		2.	事務費	2,491
		嵐山町	543			事務局運営費	2,491
		小川町	689			旅費	50
		吉見町	570			需用費	520
		ときがわ町	487			役務費	360
		東秩父村	398			使用料及び賃借料	1,261
						備品購入費	300
2.	諸収入		1	2.	事業費		3,000
	1.	預金利子	1		1.	基本計画策定費	3,000
		預金利子	1			一般廃棄物処理基本計画策定費	3,000
		預金利子	1			委託料(印刷製本含)	3,000
				3.	予備費		1
					1.	予備費	1
						予備費	1
						予備費	1
合 計			5,562	合 計			5,562

埼玉中部広域清掃協議会事務局体制 (案)

(規約第13条関係)

埼玉中部広域清掃協議会の設立に伴い、事務局を次のとおり定める。



担当名	分掌事務
建設推進担当 根岸正巳 (吉見町) 山下雅之 (桶川市)	1) 建設用地の検討、地元調整に関する事。 2) 建設検討委員会等に関する事。 3) 施設の建設に関する事。 4) 環境アセスメントに関する事。 5) 中長期的な事業計画の策定に関する事。 6) 一般廃棄物処理基本計画等の策定に関する事。 7) 補助金交付申請に関する事。 8) その他
一部事務組合担当 須澤 理 (東松山市) 梅澤敏志 (小川町)	1) 国、県の設立許可に関する事。 2) 組合規約の制定に関する事。 3) 条例の制定に関する事。 4) 組合運営に必要な手続きに関する事。 5) 協議会の開催、庶務及び会計に関する事。 6) 協議項目の調整に関する事。 7) 組織体制に関する事。 8) その他



# 埼玉中部広域清掃協議会辞令交付式

## 1 辞令交付式 次第

日時 平成25年4月1日 午前11時30分  
場所 吉見町 (町長室)

(1) 開 式

(2) 辞令交付

(3) 会長挨拶

(4) 自己紹介

事務局職員  
吉見町職員

(5) 閉 式

## 1 出席者

会 長 新井保美

吉見町副町長 市川近雄

事務局長 根岸正巳

副参事 原 勇  
(広域清掃推進担当)

事務局 須澤 理

山下雅之

梅澤敏志